

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本村の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③生活介護事業所
- ④障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ②重度障がい者多数雇用事業所（以下の要件をすべて満たす事業所）
 - ・障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ②在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

この方針により調達を推進する物品等は、以下のとおりとする。

- (1) 事務用品、食料品、小物雑貨などの物品
- (2) 印刷、清掃、施設管理、軽作業などの役務

6 物品等の調達目標

令和5年度における調達目標については、以下のとおりとする。

| | |
|--------|-----------|
| 調達目標金額 | 600,000 円 |
|--------|-----------|

7 調達の推進方法

- (1) 保健福祉課は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報について各課等へ情報提供を行い、優先調達を依頼する。
- (2) 保健福祉課は、障がい者就労施設等に対し、障害者優先調達推進法の趣旨及び本方針の内容などを周知し、村が調達しやすいような物品等の生産及び役務等の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。
- (3) 各課等は、地方自治法施行令及び村財務規則等に定める随意契約も活用し、障がい者就労施設等からの調達に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 村は、調達方針を作成し、又は見直ししたときは、村ホームページ等で公表する。
- (2) 村は、当年度の調達実績を翌年度5月末までに取りまとめ、村ホームページ等で公表する。

9 その他

公費による物品等の調達の他、職員個人や各種団体等での物品購入等についても、障がい者就労施設等からの調達に努める。